

項目	事業名	事業内容
母子保健事業	妊婦のための支援給付事業	出産・子育て応援給付事業が、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により制度化されます。妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業（伴走型支援）と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援級を実施することにより、妊婦などの身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 【対象者】妊婦（流死産含む） 【支給額】妊娠届出時：50,000円 胎児の数の届出時：胎児数 × 50,000円
母子保健事業	妊婦健康診査の検査受診券の助成額の増額	血液検査初期または中期で実施するHTLV-1抗体検査を実施した場合の費用助成を740円増額します。
母子保健事業	産後ケア事業のアウトリーチ型	産後ケア事業において、実施担当者が母子の自宅に赴き、個別に母体のケアおよび乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等を実施するアウトリーチ型を新たに実施します。
母子保健事業	1か月児健康診査	早期に発見し介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して、委託医療機関にて健康診査を行います。 【対象者】出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児 【助成額】上限5,500円
疾病の予防・早期発見（健康増進事業）	がん検診：肺がん検診	個別検診において、受診先および受診枠の拡充を行います。
感染症予防 予防接種事業	高齢者带状疱疹予防接種	令和7年度より公費負担（一部自己負担あり）による带状疱疹予防接種の定期接種を開始します。 【対象者】 ①年度内に65歳となる人 ②接種当日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人 ③65歳を超える人については、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人）を対象者と位置づける。 （令和7年度に限り、100歳以上の人全員を対象とする。） 【対象ワクチン及び回数】 乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）： 1回 乾燥組換え带状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）：2回 【自己負担額】 生ワクチン： 2,500円／回 不活化ワクチン：6,500円／回 ※市民税非課税世帯または生活保護世帯の人は、事前の申請で接種料（自己負担）を免除。